

広島県助産師修学資金

広島県で助産師として就業を考えている方へ！

この制度は、広島県内の助産師の確保を図ることを目的とした制度です。
卒業後、助産師として広島県内の医療機関に就業する学生が対象です。
令和7年度の貸付希望者を次のとおり募集します。

○書類の受付期限：令和7年5月9日〔金〕【当日の消印有効】

○面接審査の日程：申請された方に、別途お知らせします。
※5～6月頃に面接審査を予定しています。



■広島県助産師修学資金の貸付制度について

貸付対象者

貸付を受けるためには、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ・ 助産師養成施設の最終年次に在学していること
- ・ 卒業後、直ちに広島県内の分べんを取り扱っている医療機関に就業し、5年以上、助産師として就業する意思があること
- ・ 学業優良で健康な者であること

貸付金額

年額60万円（月額5万円×12月）

募集人数

8名

貸付者の決定

提出された書類及び面接による審査の上決定し、文書により在学している助産師養成施設の長を経て申請者に通知します。

返還の免除

次の場合に、修学資金の返還を免除します。

- ・ 助産師養成施設を卒業後、1年以内に助産師免許を取得し、かつ、免許取得後、広島県内の分べんを取り扱っている医療機関において助産師業務に就業し、引き続いて5年以上、助産師業務に従事した場合

修学金の返還

次の場合は、貸付を受けた修学資金を知事の定める日までに返還しなければなりません。

- ・ 卒業の見込みがなくなったとき
- ・ 修学資金の貸付の要件に該当しなくなったとき
- ・ 修学貸付を辞退したとき
- ・ 修学資金の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

保証人

常時2人以上の成人の連帯保証人が必要です。

- ※ 2人の連帯保証人は、生計を別にする者とし、原則1人は、広島県内に居住する者としてください。
- ※ 広島県外に居住する者を連帯保証人とする場合、貸付決定後、当該連帯保証人の住民票の提出が必要です。

■ 提出書類・申込方法

次の書類を在学している助産師養成施設の長を経由して、広島県健康福祉局医療介護基盤課に提出してください。

- ① 広島県助産師修学資金貸付申請書（様式第1号）
- ② 在学している助産師養成施設の長の調書（様式第2号）
- ③ 健康診断書（※提出期限に間に合う場合は、養成施設で実施した健康診断結果の添付も可）

※ ①及び②の様式は「ひろしまナース♥ネット」からダウンロードできます。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/nurse-net/>

トップページ>看護学生の方へ>修学資金情報

■ 問い合わせ先

※書類の提出に関するお問い合わせについては、養成施設を通じてご連絡ください。

〒730-8511

広島県広島市中区基町10-52

広島県健康福祉局医療介護基盤課 医療人材グループ

電話：(082) 513-3057（ダイヤルイン）